第 3262 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年 5月 1日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ○ 定率法による減価償却制度

**Q**:4月以後に取得した備品や設備は、新しい定率法によって減価償却費の計算をする そうですが、どのように計算するのですか?

A:次のように計算します。

価償却費を計上していきます。

## 【解説】

4月以後に取得した減価償却資産で、会社 が定率法を採用することとしたものについて は、次のように減価償却費の計算をします。

- ①まずは新しい償却率により減価償却費の計算をしていきます。そして②その額が償却保証額を下回ることとなった年度からは定額の償却費に切り替えて償却費を計算していき、③償却限度額(備忘価額1円)に達するまで減
- ①新しい償却率による減価償却費の計算 新しい償却率による減価償却費=(取得価額-既償却額)×定率法の償却率
- ②償却保証額を下回った年度からの減価償却費の計算
- ①により計算した減価償却費が償却保証額 (取得価額×保証率)を下回った年度からは、 次の算式で計算した改定減価償却費を計上し ます。

改定減価償却費=改定取得価額×改定償却 率

(注1)償却率、改定償却率、保証率は耐用年数等に関する省令別表10に記載されています。 (注2)改定取得価額とは、①の減価償却費が償却保証額を下回ることとなった年の前年における取得価額から償却額の累計額を差し引いた金額をいいます。







